

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	4	府 省 庁 名 復興庁	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
見直し項目名	被災代替家屋等に係る固定資産税等の特例措置の縮減・延長		
見直し内容（概要）	・ 現行制度の概要 ① 被災代替家屋に係る固定資産税等の特例措置 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という）の所有者等が当該家屋に代わる家屋（以下「被災代替家屋」という）を令和8年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合、固定資産税等の特例措置を受けることができる。 ② 被災代替住宅用地に係る固定資産税等の特例措置 被災住宅用地の所有者等が、令和8年3月31日までの間に当該被災住宅用地の代替土地（以下「被災代替住宅用地」という）を取得した場合、固定資産税等の特例措置を受けることができる。 ・ 見直しの内容 ① 被災代替家屋に係る固定資産税等の特例措置 現在、被災家屋の所有者等が、令和8年3月31日までの間に被災代替家屋を取得等した場合には、被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税等の税額について最初の4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する特例措置を受けることができるが、本特例措置の対象となる被災家屋の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年度末までに取得等したものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。 ② 被災代替住宅用地に係る固定資産税等の特例措置 現在、被災住宅用地の所有者等が、令和8年3月31日までの間に被災代替住宅用地を取得した場合には、取得後3年度分、当該各年度分の固定資産税等について、被災住宅用地の面積相当分を住宅用地とみなして、住宅用地の特例を適用する特例措置を受けることができるが、本特例措置の対象となる被災住宅用地の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年度末までに取得したものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		
関係条文	地方税法附則第56条第10項及び第11項		
増収見込額	[平年度] +30 (▲44) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	東日本大震災から14年あまりが経過し、被災者による住宅再建が進み本特例措置の適用実績も減少傾向である。 一方、福島県については、現在も避難指示が続く地域や避難指示が解除されて間もない地域があり、また、震災当時福島県に居住していた住民の多くは長期にわたる避難生活を余儀なくされていることから、住宅再建を引き続き支援する必要がある。そのため、被災家屋等の所在地が福島県内のものに限り適用期限（令和8年3月31日）を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。 ただし、令和8年度末までに取得等したものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		